「財務諸表の注記」の書き方ガイド

科目

正会員受取会費

賛助会員受取会費

施設等受入評価益

受取民間助成金

受取国庫補助金

C自治体受託事業収益

(1) 人件費

給料手当

人件費計

(2) その他経費

法定福利費

印刷製本費

旅費交通費

通信運搬費

減価償却費

支払客付金

(1) 人件費

役員報酬

給料手当

人件費計

(2) その他経費

法定福利費

通信運搬費

消耗品費

地代家賃

雑費 その他経費計

当期正味財産増減額

前期繰越正味財産額

次期繰越正味財産額

減価償却費

その他経費計

施設等評価費用

地代家賃

I 経常収益

1. 受取会費

2. 受取寄付金

受取寄付金

資産受贈益

3. 受取助成金等

A事業収益

B事業収益

5. その他収益

受取利息

雑収益

事業費計

管理費計

経常費用計

2. 管理費

経常収益計

Ⅱ 経常費用

1. 事業費

4. 事業収益

, 使途が制約された寄付金を 受け入れた場合には、原則 として経常収益の部に「受 取寄付金」と計上し、その 受入額、使用額、期末残額 等を注記します。

ただし、重要性が高い場合 には、活動計算書を指定正 味財産の部と一般正味財産 の部に分けて表示します。 旦体的な会計処理について は、Q&A27-2をご参照くだ さい。

棚卸資産や固定資産の現物寄 付を受けた場合には、公正な 評価額で計上します。公正な 評価額については、Q&A24-1 をご参照ください。

補助金や助成金も対象事業 及び実施期間が定められて いるものは、使途が制約さ れた寄付金等として、その 受入額、使用額、期末残額 等を注記します。詳細は、 Q&A28-1、29-1をご参照くだ さい。

(名称) ××××

5,000,000

7.500.000

2,000,000

4,000,000

2,000,000

2 000 000

5,000,000

5,500,000

101.000

5,000,000

9.500.000

1.500,000

1.800.000

1,450,000

1,000,000

550,000

828,000

500,000

5,100,000

11,228,000

1 000 000

1.000.000

2,100,000

100,000

250,000

250,000

200,000

100,000

100,000

900,000

16,000,000

49,000

828,000

850,000

金額

5,850,000

10,328,000

6.000.000

12,500,000

150,000

27,228,000

3,000,000

30,228,000

4,600,000

10,400,000

15,000,000

活動計算書 ××年××月××日から××年××月××日まで

. これを書かないと、どの ような会計基準に従って 作成されたものかが、利 用者に分かりません。例 えば、「財務諸表の作成 は、企業会計基準によっ ています」と記載されて いると「営利企業用の会 計ソフトでの作成」が分 かるので、そのことを前 提にして利用者は財務諸

表を理解します。

(単位:円)

34,828,000

財務諸表の注記

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日

2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 固定資産の減価償却の方法 有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定率法で償却をしています。

に書きます。 (2) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。また計上額の算定方法は「3. 施設の 提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。

(3) ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供は、「4.活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」

として注記しています。

1. 重要な会計方針

←

事務所の無償での提供やボランティアなど、お金の動きのない支援を、お金に換算して情報発信したい場合、この注記に書く方法と、活動計算書にも計上す る方法も選択できます。そうした方法を選択している場合は、その旨を、ここに書きます。お金に換算しない場合は、ここに書く必要はありません。減価償 却する固定資産がない場合も、同様に、ここに書く必要はありません。消費税についても、申告·納税をしていない場合は「消費税は税込方式によっていま す | との注記は不要です。

書くようにしましょう。 2. 事業別損益の状況 ← 収益や事業ごとの損益を書かずに事業費のみの表で注記することもできます。

事業別損益の状況は以下の通りです。 管理部門に計上する収益は、受取会費な ど、使用する事業が限定されず、法人の 運営全般に使用できるものです。

。 この注記を書くかどうかは任意ですが、複数の事業を行っている場合に、事業ごとの収益、費用の内 訳や金額、赤字かどうか、などは、財務諸表の利用者にとって関心の高いところなので、なるべく、

りやすくなります。

, 財務諸表を作る方法を決めているのが会計基準ですが、中には

です。どの方法を採用したかを知らせることで、利用者に分か

金額などの内容が以下に書かれる場合も多いので、ここは目次

減価償却には、定率法の他に、定額法など複数の方法が

あって選択できます。法人が採用している方法を、ここ

のような役割を果たしているともいえます。

複数の方法から選択できる場合があり、どの方法を選択して 作っているのかを知らせることが、「重要な会計方針」の目的

いずれにせよ、こうした表の作成には、収益や費用を事業ごとに区分して集計したり、共通の部分を 按分したりする作業が必要ですが、それができるような事務体制がないと、複数の事業を経営してい くことは難しいといえます。

この金額が活動計算書の

管理費の金額に一致しま

(単位:円) A事業 D事業 事業部門計 管理部門 C事業 合計 経常収益 1. 受取会費 5,850,000 5.850.000 2. 受取寄付金 828,000 6,000,000 6,828,000 3,500,000 10,328,000 3. 受取助成金等 4,000,000 2,000,000 6,000,000 6,000,000 4. 事業収益 2.000.000 5.000.000 5.500.000 12.500.000 12.500.000 5. その他収益 150 000 150,000 経常収益計 6,828,000 13,000,000 5,500,000 25,328,000 9,500,000 34,828,000 経常費用 (1) 人件費 役員報酬 2,000,000 3,000,000 5,000,000 1,000,000 6,000,000 1.500.000 3.000.000 5.000.000 9.500.000 1.000.000 10.500.000 給料手当 法定福利費 650,000 1.500,000 100,000 300 000 550 000 1 600 000 16,000,000 人件費計 3.800.000 6,650,000 5,550,000 2,100,000 18,100,000 (2) その他経費 印刷製本費 1.800.000 1.800.000 1.800.000 旅費交通費 350,000 250,000 1,450,000 1,450,000 850,000 通信運搬費 150,000 200,000 200,000 550,000 250,000 800,000 地代家賃 200,000 300,000 500,000 1,000,000 200,000 1,200,000 施設等評価費用 828 000 828 000 828 000 減価償却費 500,000 500,000 100,000 600,000 支払寄付金 5,100,000 5,100,000 5,100,000 消耗品費 250,000 250,000 100,000 100,000 雑費 その他経費計 4,328,000 5 950 000 950 000 11,228,000 12,128,000 27,228,000 経常費用計 8,128,000 12 600 000 6,500,000 3.000.000 30,228,000 当期経常増減額 $\triangle 1,000,000$ $\triangle 1,900,000$ 6,500,000 \wedge 1 300 000 400 000 4 600 000 貸借対照表の正味財産合計」と一致します。

事務所を無償で使わせてもらうなど、お金の動きのない支援を、お金に換算して活動計算書や、この注記で報告します。 この例のように、注記だけでなく活動計算書にも計上する場合は、収益の部に「施設等受入評価益」、費用の部に「施 設等評価費用」として同額を計上します。従って、計上しても損益は変わりません。活動計算書にも計上する場合には 客観的に把握できることが必要で、注記だけの場合は合理的な算定が必要です。そのため、算定方法も記載します。活 動計算書に計上できる客観的な算定方法は、公的施設の使用料金表など限定的と言えます。詳細は、Q&A25-1、26-3~ 26-5をご参照ください。

、ボランティアによる、お金の動きのない支援を、お金に換算して活動計算書に計上して報告する場合は、収益の部に 「ボランティア受入評価益」、費用の部に「ボランティア評価費用」として同額を計上します。従って、計上しても損 益は変わりません。活動計算書に計上する場合には客観的に把握できることが必要で、注記だけの場合は合理的な算定 が必要です。そのため、算定方法も記載します。この例では、活動計算書には計上せず、この注記だけを書いています。 活動計算書に計上できる客観的な算定方法は、このような、公表されている料金表や最低賃金など限定的と言えます。 詳細は、Q&A26-1~26-5をご参照ください。

3. 施設の提供等の物的サービスの受入

(単位:円) 内容 算定方法 ○○体育館の無償利用 828,000 ○○体育館使用料金表によっています。

4.活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳

内容 金額 算定方法 日本弁護士連合会から出されている「市民のための弁護士報酬の目安」か 弁護士 10時間 100,000 ら、1時間の法律相談の料金を1万円として計算しています。 72,000 単価は○○地区の最低賃金によっています A事業相談員3名×10日間

この金額が活動計算書の

事業費の金額に一致しま

裏面に続く

この金額が

活動計算書

の経常収益

の金額に一

致します。

(単位:円)

この金額が活動計算書の当

期正味財産増減額の金額に

-致します。

ア支援事業の預金やイ基金 事業の定期預金などは、使 途が制約された寄付金の注 記のほかに、目的と内容が 分かる科目で特定資産とし て貸借対照表に表示するこ ともできますが、その条件 などについて、詳細は 《Q&A》27-3 をご参照く ださい。

クレジットによる寄付で入金 が確実な金額10万円を未収金 に計上しています。

「6. 固定資産の増減内 訳|の「期末帳簿価額|と 一致します。

「7. 借入金の増減内訳」 の「期末残高」と一致しま (名称) ××××

貸借対照表 ××年××月××日現在

(単位:円) 科目 I 資産の部 1. 流動資産 現金預金 5,200,000 未収金 100,000 流動資産合計 5,300,000 2. 固定資産 (1) 有形固定資産 1.500,000 東面運搬旦 有形固定資産計 1.500,000 (2) 無形固定資産 ソフトウェア 200,000 無形固定資產計 200.000 (3) 投資その他の資産 定期預金 10 000 000 投資その他の資産計 10,000,000 11.700.000 固定資産合計 17,000,000 Ⅱ 負債の部 1. 流動負債 未払金 130.000 前受助成金 1.000,000 預り金 100,000 流動負債合計 1,230,000 固定負債 770,000 役員借入金 770,000 2.000.000 負債合計 Ⅲ 正味財産の部 前期繰越正味財産 10,400,000 当期正味財産増減額 4,600,000 15,000,000 正味財産合計 17,000,000 負債及び正味財産合計

「活動計算書の「次期繰越正味財産額」と一致します。 「5.使途等が制約された寄付等の内訳」に書いたとおり、使途が制約 されておらず、自由に使える金額は、このうち200万円だけです。

役員や、その家族や、役員が代表の会社などと法人との間で、不自然な取引(過大な人件費の支 払いなど)がないかどうかを知ってもらうために、この注記を書きます。この例では、法人にい ただいた寄付金が、役員などの関係者だけからではなく、広く支援を受けているという情報の発 信にもなっています。なお、年間100万円以下のものは、重要性がないとして記載を省略するこ

また、役員報酬など、役員への人件費の支払いについては、2017年12月に会計基準が改正になり ました。詳細は、Q&A31-1をご参照ください。

5.使途等が制約された寄付等の内訳

, ア支援事業に使途が決まって

いる預金300万円が含まれてい

ますが、その点は、使途が制

ます。被災地支援の募金など、

イ基金事業に使途が決まってし

る定期預金ですが、その点は、

使途が制約された寄付金の注記

で書きます。運用による利益を

事業の費用に充てるために、長

期間、全額を維持するような

ウ助成団体助成金の未使用の

100万円です。このように、対

象事業や実施期間が定められて

定されている補助金や助成金に

ついては、事業年度末における

未使用額を負債の部に計上しま

す。Q&A28-1をご参照ください。

固定資産や借入金は、法人に

ここに注記します。

とって重要な事項ですが、貸借

対照表の前期分と今期分を比較

しないと増減が分からないので

いて、未使用額の返還義務が規

ケースです。

来期に、すぐに支出を予定し

ているようなケースです。

約された寄付金の注記で書き

使途等が制約された寄付等の内訳は以下の通りです。当法人の正味財産は15,000,000円ですが、そのうち 13,000,000円は○○援助事業と○○基金事業だけに使用するよう制約されています。したがって、使途が制約されて いない正味財産は2,000,000円です。

貸借対照表の正味財産の金額(活動計算書の一番下の次期繰越正味財産額と同額)は、法人が来期の活動のために使用できる金額を意味していま す。しかし、使途等に制約のある寄付金、補助金、助成金等で使い切っていない金額がある場合は、来期にその金額を使わなければならないので 法人が自由に使える金額は、そうした使途が制約されている金額を差引いた金額になります。このため、財務諸表の利用者に、正味財産のうち、 来期に使うことが決まっている事業と金額、自由に使える金額を知らせることは重要です。以下の表だけでは、自由に使える金額がいくらなのか 分かりにくいので、まず、その金額を、ここに書きます。

使途等に制約のある寄付金、補助金、助成金等を受け入れた場合には、その指定された事業ごとに期首残高、当期の増加額、当期の減少額 (使用額)、期末残高(来期の使用が決まっていて使途が拘束されている金額で正味財産に含まれている金額)を注記します。使途を指定し て寄付や助成をしていただいた支援者は、この情報に大きな関心を持っているので、引き続き信頼を得るために重要な注記です。

期首残高 当期増加額 当期減少額 期末残高 備老 内容 支援事業 2,000,000 3 000 000 5.000.000 10,000,000 A事業のための基金 /基金事業 10.000.000 助成金の総額は5,000,000円。当期増加額との差額 ウ助成団体助成金 4,000,000 4,000,000 0 1,000,000円は前受助成金として貸借対照表に計上してい 工自治体補助金 2.000.000 2,000,000 台 計 10 000 000 11 000 000 8 000 000 13 000 000

対象事業及び実施期間が定められ、未使用額の返還義務が規定されている助成金・補助金を未収経理、前受経理をした場合には、「当期増加 額」には、実際の入金額ではなく、活動計算書に計上した金額を記載します。実際の入金額と活動計算書への計上額の間に発生した差額は、 未収助成金や前受助成金として貸借対照表に計上されますが、分かりやすくするために「備考」欄にも記載します。

来期の期首取得価額と一致します。 .6. 固定資産の増減内訳 (畄位・田) 期首取得価額 期末取得価額 减価償却累計額 取得 有形固定資産 車両運搬具 2 000 000 1,500,000 2 000 000 $\triangle 500.000$ 無形固定資産 ソフトウエア 300,000 300,000 △ 100,000 200,000 投資その他の資産 定期預金 10 000 000 10,000,000 10,000,000 12,300,000 $\triangle 600,000$ 11,700,0002,000,000 10,300,000 7. 借入金の増減内訳 期首残高 当期返済 役員借入金 1,000,000 230,000 770,000

→ 8. 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。 (単位:円) 、近親者及 財務諸表に計 引、役員との耶 上された金額 (活動計算書) 受取寄付金 10.328.000 2,000,000 活動計算書記 2.000.000

前期の貸借対照表と一致します。

活動計算書と一致します。

です。

◆「財務諸表の注記」は、活動計算書や貸借対照表と一体となって、より、詳しい情報を利用者に伝えるためのもの

どのような情報を伝えれば、より広く、より大きな支援を、いただけるかを考えながら、注記を作りましょう。

- ◆このガイドでは、かなり複雑で多くの活動を行っているNPOを想定して説明を行いました。
- ◆シンプルな活動を行っているNPOでは、「財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月 12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。| を「重要な会計方針| に書くだけの場合もあります。 しかし、この注記が「しっかり会計を行っている」という信頼感を生み出します。
- ◆もっと詳しい内容は、NPO法人会計基準協議会のホームページを見てください。

お問い合わせ:NPO法人会計基準協議会

TEL. 03-6458-6276 Web http://www.npokaikeikiiun.ip/

この資料は、下記の皆様のご支援により行った「NPO法人の会計強化のための全国キャンペーン」の一環として作成しました。 公益財団法人トヨタ財団、公益財団法人三菱財団、公益財団法人損保ジャパン日本興亜福祉財団、公益財団法人キリン福祉財団、 社会福祉法人読売光と愛の事業団

> 2018年4月10日作成 一部改正版 2018年6月11日作成

今期の貸借対照表と一致します。